1　総則

平成30年４月１日から平成31年３月31日まで（以下「平成30年度」という。），平成31年４月１日から平成32年３月31日まで（以下「平成31年度」という。）及び平成32年４月１日から平成33年３月31日まで（以下「平成32年度」という。）の教育課程の編成に当たっては，中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）（平成31年度及び平成32年度にあっては、中学校学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第61号）による改正後の中学校学習指導要領をいう。）（以下「現行中学校学習指導要領」という。）第１章の規定にかかわらず，次のとおりとする。

(1) 平成30年度の教育課程の編成に当たっては，次のア及びイのとおりとする。

ア　中学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第64号）（以下「新中学校学習指導要領」という。）第１章第１から第５までの規定（第１の２(2)及び第２の３(1)カの規定を除く。）によるものとする。

イ　新中学校学習指導要領第１章第１の２(2)，第２の３(1)カ及び第６の規定によることができる。

(2) 平成31年度及び平成32年度の教育課程の編成に当たっては，現行中学校学習指導要領第１章の規定にかかわらず，新中学校学習指導要領第１章の規定によるものとする。

2　国語

(1) 平成31年度及び平成32年度の第１学年並びに平成32年度の第２学年の国語の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第１節第２〔第１学年〕の２〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ｱ)のうち「漢字を読む」及び現行中学校学習指導要領第２章第１節第２〔第１学年〕の２〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ｲ)のうち「漢字を書き，文や文章の中で使う」並びに現行中学校学習指導要領第２章第１節第２〔第２学年〕の２〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ｲ)のうち「漢字を書き，文や文章の中で使う」の部分の規定に係る事項においては，「茨，媛，岡，潟，岐，熊，香，佐，埼，崎，滋，鹿，縄，井，沖，栃，奈，梨，阪，阜」を取り扱うものとする。

(2) 平成32年度の第１学年の国語の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第１節第２〔第１学年〕の２〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)イに規定する事項に，新中学校学習指導要領第２章第１節第２〔第１学年〕の２〔知識及び技能〕(3)ウに規定する事項を加えるものとする。

3　社会

平成30年度から平成32年度までの第１学年から第３学年までの社会の指導に当たっては，現行中学校学習指導要領第２章第２節の規定にかかわらず，その全部又は一部について新中学校学習指導要領第２章第２節の規定によることができる。ただし，現行中学校学習指導要領による場合には，次のとおりとする。

(1) 平成30年度から平成32年度までの第１学年から第３学年までの社会の指導に当たっては，次のアからウまでのとおりとする。

ア　現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔地理的分野〕の２(1)に規定する事項に，新中学校学習指導要領第２章第２節第２〔地理的分野〕の２Ａ(1)ア(ｲ)に規定する事項を加え，新中学校学習指導要領第２章第２節第２〔地理的分野〕の３(3)ア(ｲ)の規定を適用するものとし，現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔地理的分野〕の２(2)アに規定する事項を省略するものとする。

イ　現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の２(5)イのうち「富国強兵・殖産興業政策」の部分の規定に係る事項については，現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の３(6)イのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定は適用せず，新中学校学習指導要領第２章第２節第２〔歴史的分野〕の３(4)アのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定を適用するものとする。

ウ　現行中学校学習指導要領第２章第２節第２〔公民的分野〕の２(4)アに規定する事項に，新中学校学習指導要領第２章第２節第２〔公民的分野〕の２Ｄ(1)ア(ｱ)のうち「領土（領海，領空を含む。），国家主権，国際連合の働きなど基本的な事項について理解する」の部分の規定に係る事項を